

中小企業知的財産活動支援事業費補助金 (中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金)

特許庁普及支援課

令和5年度概算要求額 **8.0 億円** (7.2 億円)

事業の内容

事業目的

中小企業等の外国出願費用及び海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における中小企業の権利取得及び権利行使の促進を図ることを目的とします。また、中小企業等が海外において知的財産侵害を理由とする係争への対抗措置を取ることができるようにするため、日本商工会議所等の全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険制度について、加入者の掛金負担を補助し、保険への加入を促進することを目的とします。

事業概要

①中小企業等外国出願支援事業

中小企業等の外国への出願案件に対し、その出願費用を助成。

②中小企業等外国出願中間手続支援事業

外国出願を実施している中小企業等の出願案件に対し、審査請求及び中間応答にかかる費用を助成。

③中小企業等海外侵害対策支援事業

・模倣品対策：模倣品の調査、模倣品業者への対策費用を助成。

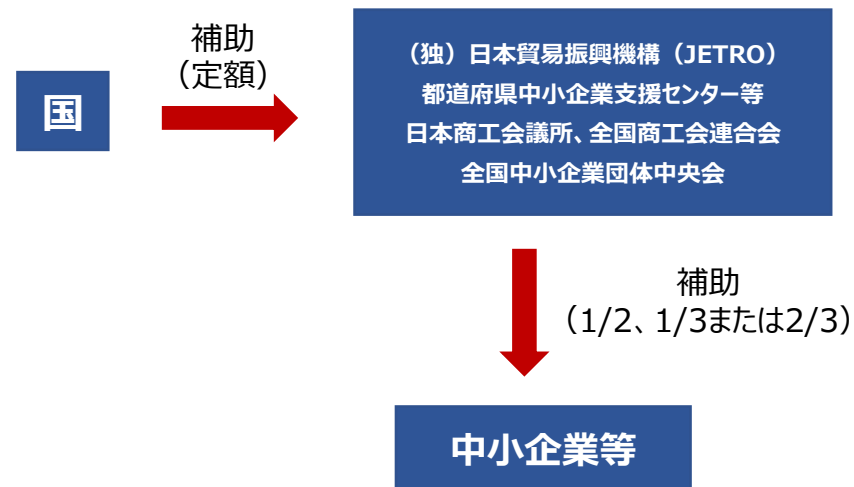
・防衛型侵害対策：冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用を助成。

・冒認商標無効・取消係争対策：海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用を助成。

④海外知財訴訟保険事業

海外で現地企業から訴訟を提起された場合等、訴訟にかかる費用を担保する保険制度に加入するための保険料の一部を助成。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

- ①外国出願支援については、助成した出願に関する外国における産業財産権取得率70%（審査結果判明分）を目指します。
- ②審査請求・中間応答支援については、助成した案件に関する外国における産業財産権取得率70%（審査結果判明分）を目指します。
- ③侵害対策支援については、警告や行政摘発を行いたいとする模倣品対策申請案件のうち、実施に至った支援件数が半数以上になることを目指します。
- ④海外知財訴訟保険については、加入件数125件を目指します。